

議案第172号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第53項第1号ア(ア)の表中「以下」の次に「この項において」を加え、同号イ中「得られる額」の次に「を合算した金額」を加え、「表のイ項」を「表イの項」に改め、別表に次の1項を加える。

6 1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査
ア 一の建築物の住戸（人の居住の用に供する共同住宅又は長屋住宅の部分をいう。）について認定を受けようとする場合

戸数	金額
1	47,000円（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関その他規則で定める者が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面（以下この項において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、9,000円）
2以上5以下のもの	80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
6以上10以下のもの	106,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
11以上25以下のもの	144,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円）

26以上50以下のもの	200,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）
51以上100以下のもの	280,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
101以上200以下のもの	374,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）
201以上300以下のもの	486,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）
301以上400以下のもの	568,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、170,000円）
401以上のもの	610,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円）

イ 一の建築物について認定を受けようとする場合（住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。）

(ア) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合

a 一戸建て住宅である場合 47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円）

b 共同住宅又は長屋住宅である場合 アに掲げる建築物の戸数の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を合算した金額

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル以内のもの	117,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	184,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000円）
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	278,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、86,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	354,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円）
10,000平方メートルを超えるもの	420,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円）

(イ) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル以内のもの	261,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	396,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	549,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、95,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	666,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、140,000円）

10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	779,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、173,000円）
25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	885,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000円）
50,000平方メートルを超えるもの	1,046,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、218,000円）

(7) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途に供する部分について(ア)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額に、住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として別表第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額。この場合における同号の規定の適用については、同号の表イの項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の105を乗じて得た金額」とする。

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、5,000円）。この場合（次号において算定する場合を含む。）において、戸数及び床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の戸数の2分の1（その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数）及び床面積の合計の2分の1として算定するものとする。

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査 前号の規定により算定して得られる金額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の

規定により建築物に関する確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定により建築物の計画の通知をする際に納付すべき手数料として別表第19項第1号の規定により算定して得られる額を合算した金額。この場合における同号の規定の適用については、同号の表イの項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額に100分の105を乗じて得た金額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条のうち大津市手数料条例別表の改正規定中「第60項」を「第61項」に改める。

議案第173号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年条例第90号）の一部を次のように改正する。

第8条中「その申請に係る埋立て等の計画が、」を「当該申請の内容が」に改め、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 第13条第2項、第17条第1項若しくは第2項、第18条第3項又は第19条第2項から第4項までの規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

エ 第18条第1項又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）第15条第1項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行す

る社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)。ただし、事業者等が第18条第1項第4号又は第5号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

オ 第18条第1項又は第2項の規定による許可の取消しの処分(同条第1項第4号又は第5号に該当したことによる許可の取消しの処分を除く。)に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第13条第1項の規定による届出をした者(当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に第13条第1項の規定による届出があった場合において、聴聞通知があった日前60日以内に当該届出に係る法人(当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった法人として市長が認めたものに限る。)の役員若しくは規則で定める使用人(以下「特定使用人」という。)であった者又は当該届出に係る個人(当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。)の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ 埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの

サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

第11条第3項中「第18条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第13条第2項及び第16条中「第8条」を「第8条第2号から第5号まで」に改める。

第18条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、許可事業者又は当該許可に係る埋立て等の事業施行者若しくは現場責任者が第8条第1号アからサまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

第23条第2号及び第25条第2号中「第18条第2項」を「第18条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の第18条第2項の規定による許可の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

クラブは、次に掲げる日以外の日（以下「開所日」という。）において、午前9時15分から午後6時まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後6時まで）開所する。ただし、小学校等の休業日（土曜日を除く。）における開所時間は、午前8時から午後6時までとする。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、クラブは、開所日（土曜日を除く。）の午後6時から午後6時30分まで開所する。ただし、当該開所時間における保育（以下「延長保育」という。）を受ける者がいないときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開所日を変更し、若しくは臨時に閉所し、又は開所時間を変更することができる。

第7条第3項第3号中「次条」を「第9条」に改め、同項第4号中「第9条」を「第10条又は第11条」に改める。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「保育料」の次に「（第10条に規定する保育料に限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第12条とする。

第9条の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（保育料）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第11条 延長保育を受ける者の保護者は、毎月、延長保育に係る保育料を納付しなければならない。

- 2 前項の保育料の額は、児童1人につき月額1,000円とする。ただし、月の15日以後の日を開始日とする延長保育の利用の承認を受け、又は月の14日までの日を終了日とする延長保育の利用の承認の取消しを受けた者に係る当該月の延長保育の保育料は、500円とする。
- 第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(延長保育)

第8条 保護者は、児童に延長保育を受けさせようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、延長保育を受けようとする者が、第4条第2項本文に規定する開所時間（以下「延長保育の開所時間」という。）について、家庭における保育を受けることができることを認めるときは、前項の承認をしないものとする。

- 3 保護者は、延長保育の利用を止めようとするとき、又は児童が延長保育の開所時間について、家庭における保育を受けることができることとなったときは、市長に対し、その旨を申し出なければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申出があったとき、又は前条第2項若しくは第3項の規定により通所の登録を抹消したときは、延長保育の利用の承認を取り消すものとする。

- 5 市長は、児童が、延長保育の開所時間について、家庭における保育を受けることができることとなったと認めるときは、延長保育の利用の承認を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第8条第1項の規定による延長保育の利用の申出その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第175号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第115条の44第2項各号」を「第115条の45第3項各号」に改める。

第11条第1項中「第115条の45第2項」を「第115条の46第2項」に改める。

第12条中「第115条の47」を「第115条の48」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第176号

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を
改正する条例

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例（平成11年条例第
41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大津市本堅田五丁目21番1号」を「大津市本堅田六丁目26番2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 177 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 12 月 3 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天神山団地の項中「50」を「48」に改め、同表音羽台団地の項中「31」を「28」に改め、同表高橋川第一団地の項中「4」を「3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第178号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 瀬田南幼稚園園舎改築及び（仮称）瀬田南保育園園舎新築工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市三大寺 |
| 3 工 事 概 要 | 建築本体
構 造 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 1,299.03平方メートル
既設園舎一部解体撤去工事等 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 244,900,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市大江二丁目33番3号
株式会社内田組 |

議案第 179 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

1 損害賠償の相手方

2 損害賠償の額

661, 490円

(参考)

平成24年2月20日、大津市逢坂一丁目10番地先国道1号の側道において、東方向に走行し、前方の同国道に流入しようとしていた公用車（訪問看護ステーション職員運転）が、前方不注視により、同国道に流入するため前方で停止していた車両に追突し、同車両を運転していた相手方が負傷したもの

議案第180号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 大津市勤労福祉センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大津市打出浜1番6号
財団法人大津市勤労者互助会 |
| 3 | 指 定 期 間 | 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで |

議案第181号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 旧大津公会堂 |
| 2 | 指定管理者 | 大津市打出浜13番45号 レークサイドビル6階
株式会社まちづくり大津 |
| 3 | 指定期間 | 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで |

議案第 182 号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

大津市長 越 直 美

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北 0111 号線	起点 大津市伊香立途中町 終点 大津市伊香立下龍華町	
市道北 1041 号線	起点 大津市真野五丁目字東浦 終点 大津市真野五丁目字東浦	
市道北 1042 号線	起点 大津市真野五丁目字東浦 終点 大津市真野五丁目字東浦	
市道北 1819 号線	起点 大津市真野六丁目 終点 大津市真野六丁目	
市道北 1820 号線	起点 大津市真野六丁目 終点 大津市真野六丁目	
市道北 1821 号線	起点 大津市真野六丁目 終点 大津市真野六丁目	
市道北 8177 号線	起点 大津市南小松字立山 終点 大津市南小松字立山	

市道北 8 1 7 8 号線	起点 大津市南小松字北千堂 終点 大津市南小松字北千堂	
市道北 8 1 7 9 号線	起点 大津市南小松字北千堂 終点 大津市南小松字北千堂	
市道北 8 1 8 0 号線	起点 大津市南小松字東出 終点 大津市南小松字東出	
市道北 8 1 8 1 号線	起点 大津市南小松字東出 終点 大津市南小松字東出	
市道北 8 1 8 2 号線	起点 大津市南小松字北カヤ 終点 大津市南小松字北カヤ	
市道南 1 0 5 6 号線	起点 大津市秋葉台 終点 大津市秋葉台	
市道南 2 3 2 6 号線	起点 大津市唐橋町 終点 大津市唐橋町	
市道南 2 5 3 7 号線	起点 大津市国分一丁目字森 終点 大津市国分一丁目字森	
市道東 2 0 1 9 号線	起点 大津市大江二丁目 終点 大津市瀬田一丁目	
市道東 2 1 0 9 号線	起点 大津市神領一丁目字蛸田 終点 大津市神領一丁目字蛸田	
市道東 2 1 1 0 号線	起点 大津市神領一丁目字蛸田 終点 大津市神領一丁目字蛸田	
市道東 3 0 0 8 号線	起点 大津市大江二丁目字宮城 終点 大津市大江二丁目字宮城	
市道東 3 5 3 6 号線	起点 大津市大江八丁目字池ノ内 終点 大津市大江八丁目字朝倉	
市道東 3 5 3 7 号線	起点 大津市大江八丁目字惣山 終点 大津市大江八丁目字惣山	

市道東3538号線	起点 大津市大江八丁目 終点 大津市神領四丁目	
市道東3539号線	起点 大津市神領四丁目 終点 大津市大江八丁目	
市道東3540号線	起点 大津市神領四丁目字青江 終点 大津市神領四丁目字青江	
市道東4942号線	起点 大津市大萱五丁目字田葭 終点 大津市大萱五丁目字田葭	
市道東4943号線	起点 大津市大萱五丁目字田葭 終点 大津市大萱五丁目字田葭	
市道東4944号線	起点 大津市大萱五丁目字田葭 終点 大津市大萱五丁目字田葭	
市道東4945号線	起点 大津市大萱五丁目字廣葭 終点 大津市大萱五丁目字廣葭	
市道東4946号線	起点 大津市大萱五丁目字廣葭 終点 大津市大萱五丁目字廣葭	
市道東4947号線	起点 大津市大萱五丁目字廣葭 終点 大津市大萱五丁目字廣葭	
市道東4948号線	起点 大津市大江一丁目字江崎 終点 大津市大江一丁目字江崎	
市道東4949号線	起点 大津市大江一丁目字宮ノ下 終点 大津市大江一丁目字宮ノ下	
市道東4950号線	起点 大津市大江一丁目字宮ノ下 終点 大津市大江一丁目字宮ノ下	
市道東4951号線	起点 大津市大江一丁目字宮ノ下 終点 大津市大江一丁目字宮ノ下	
市道東4952号線	起点 大津市大江一丁目字宮ノ下 終点 大津市大江一丁目字宮ノ下	

市道東4953号線	起点 大津市玉野浦字川崎 終点 大津市玉野浦字川崎	
市道東4954号線	起点 大津市玉野浦字川崎 終点 大津市玉野浦字川崎	
市道東4955号線	起点 大津市玉野浦字川崎 終点 大津市玉野浦字川崎	
市道東4956号線	起点 大津市玉野浦字川崎 終点 大津市玉野浦字川崎	

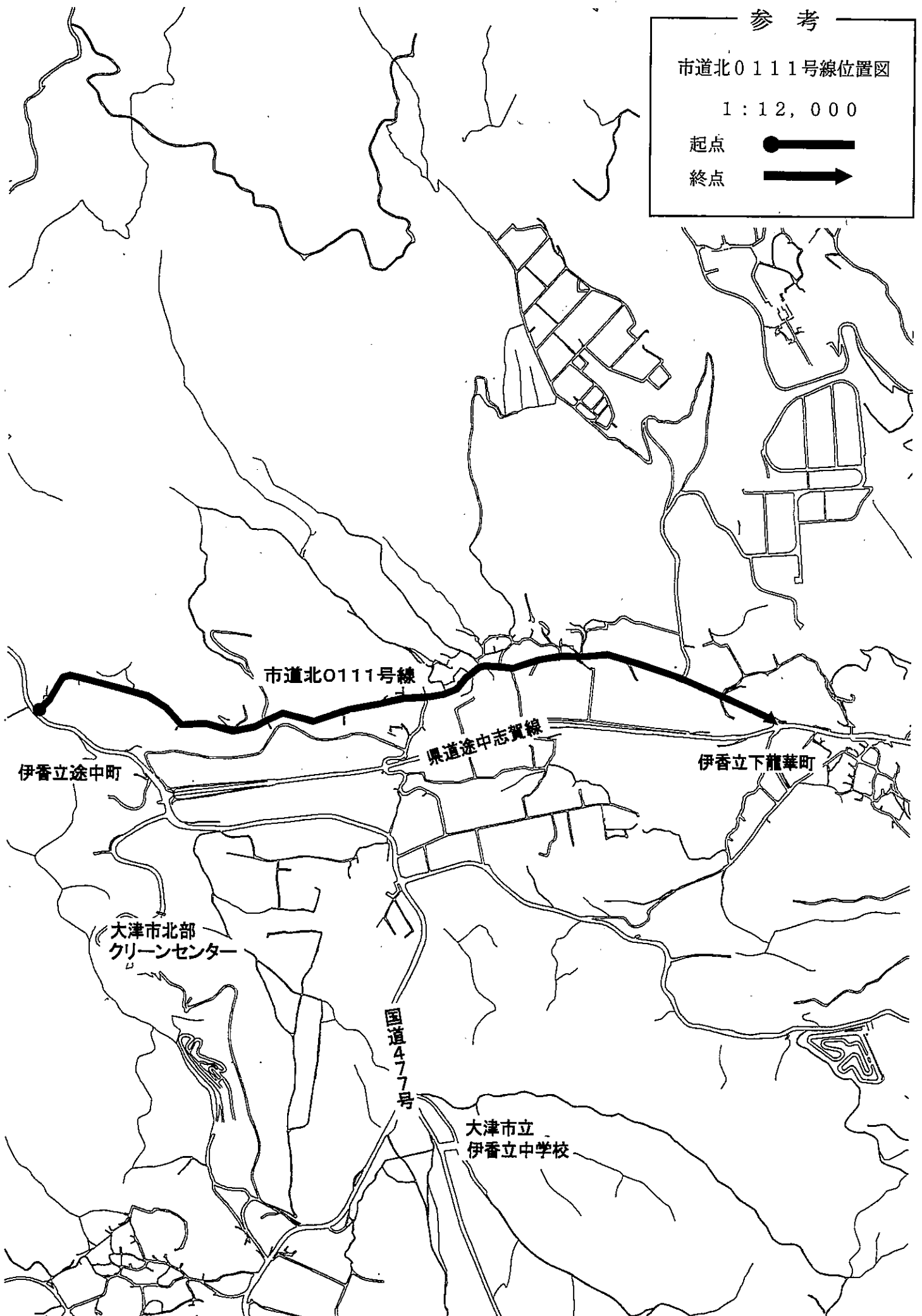
参 考

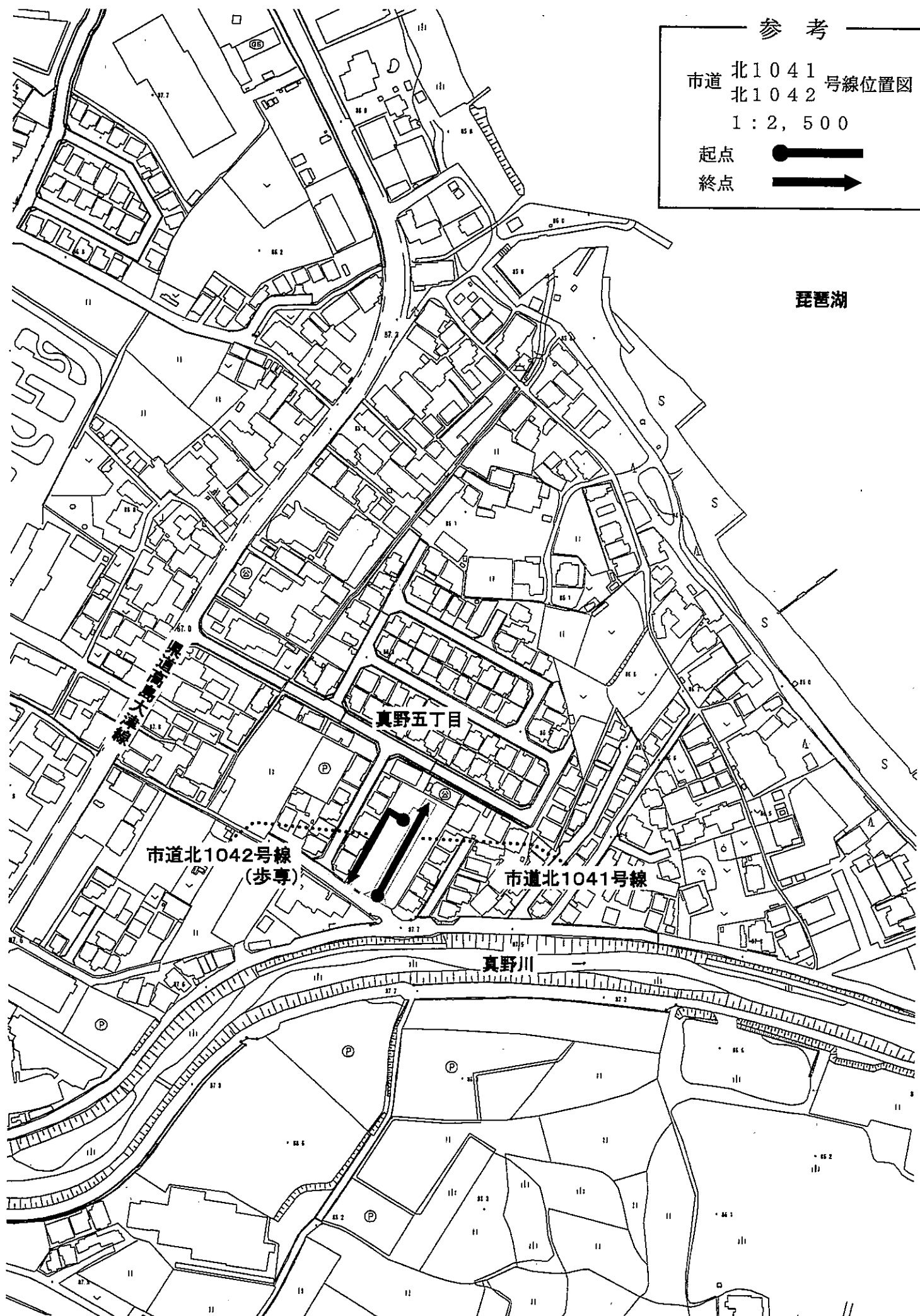
市道北0111号線位置図

1:12,000

起点 ●——

終点 ——→





参 考

市道 北1041 号線位置図
北1042

1:2,500

起点

終点

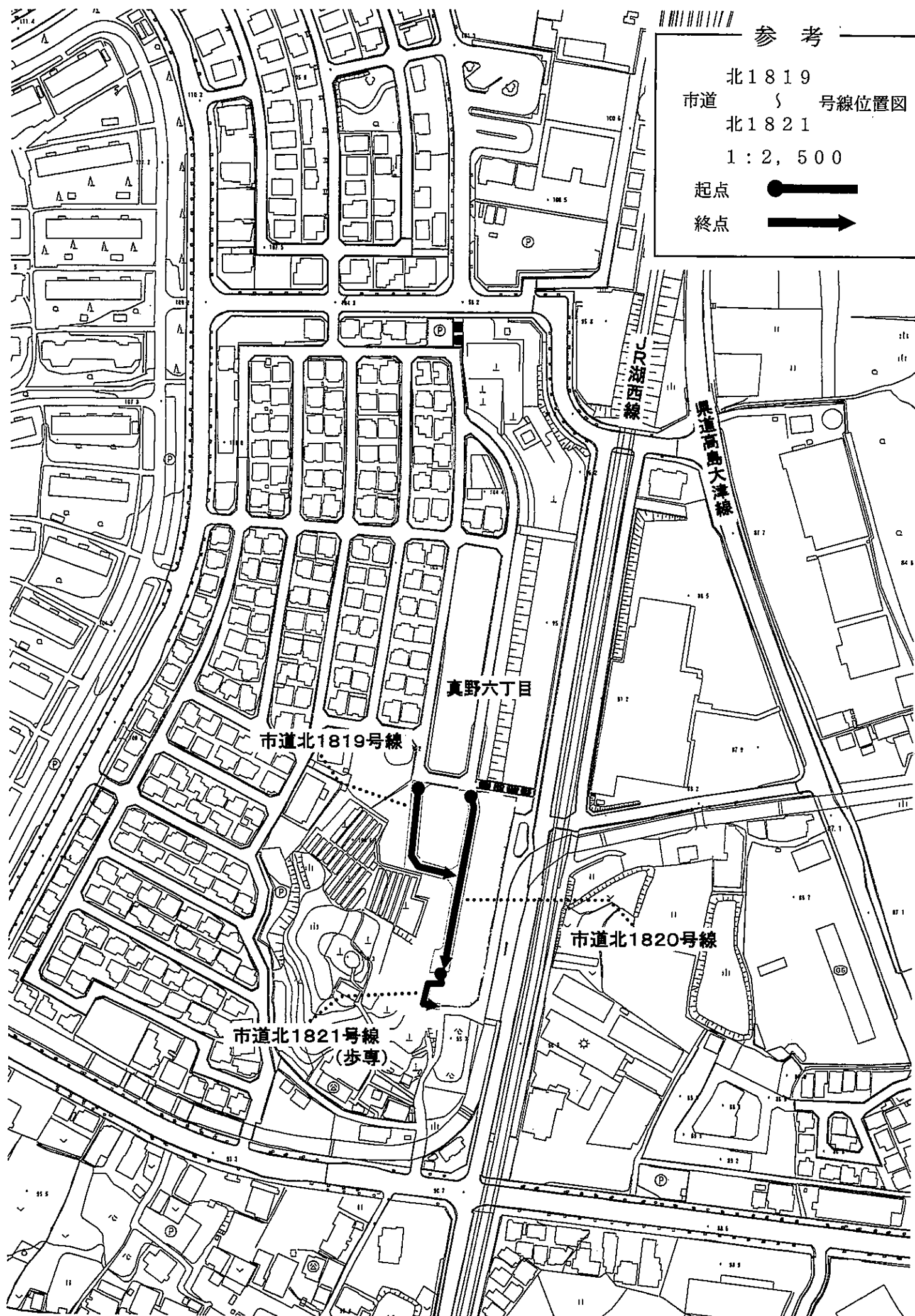
琵琶湖

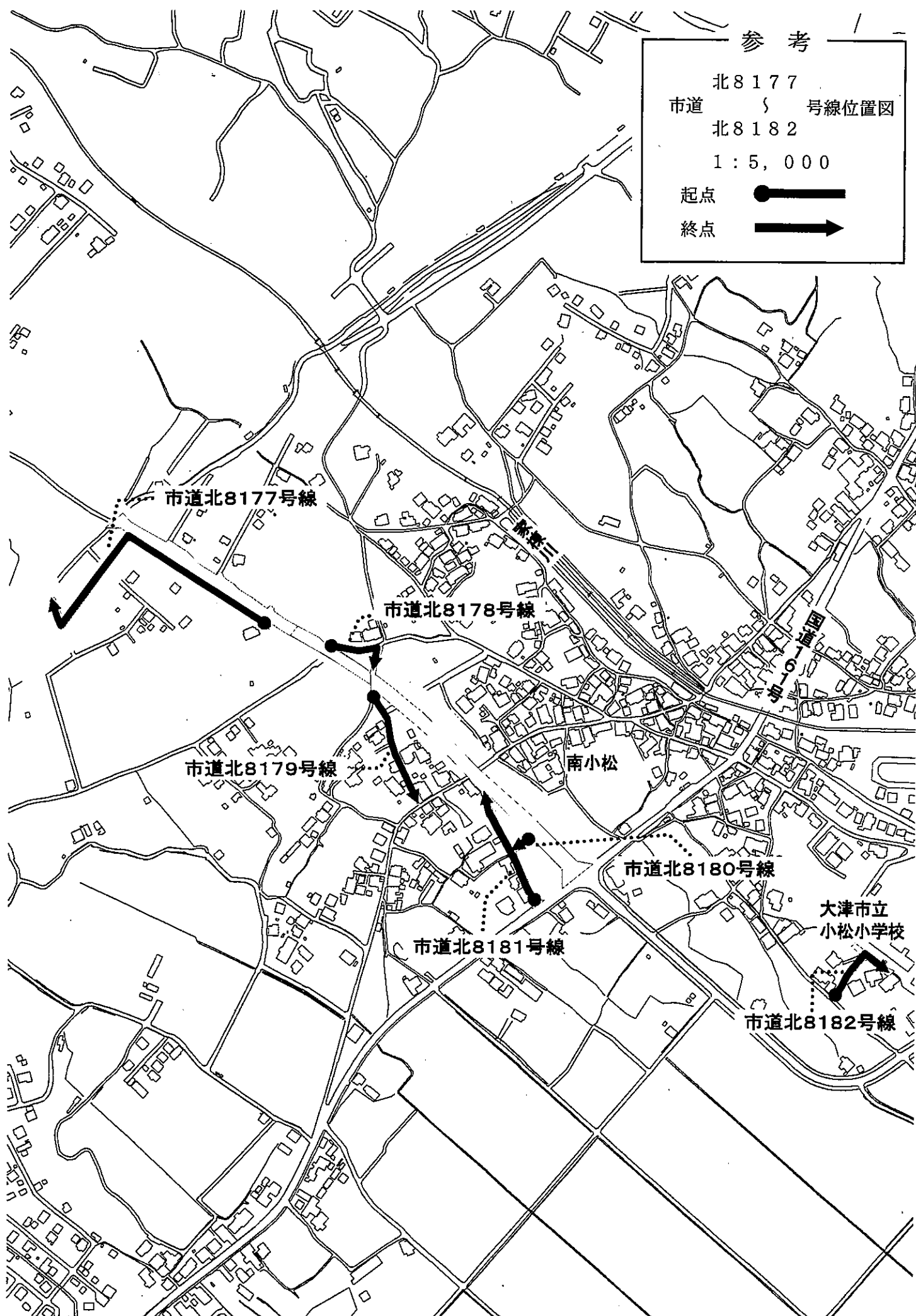
真野五丁目

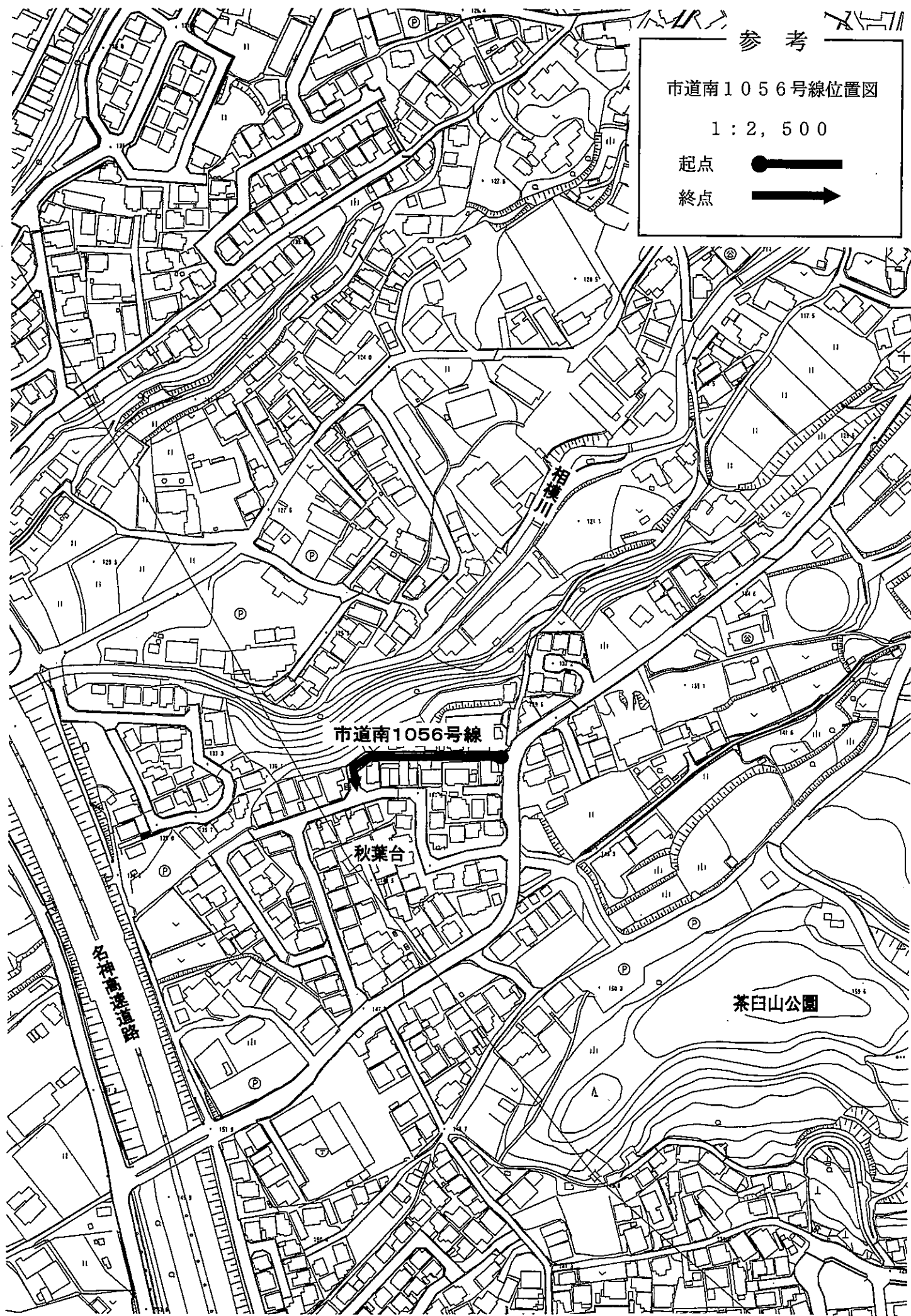
市道北1042号線
(歩専)

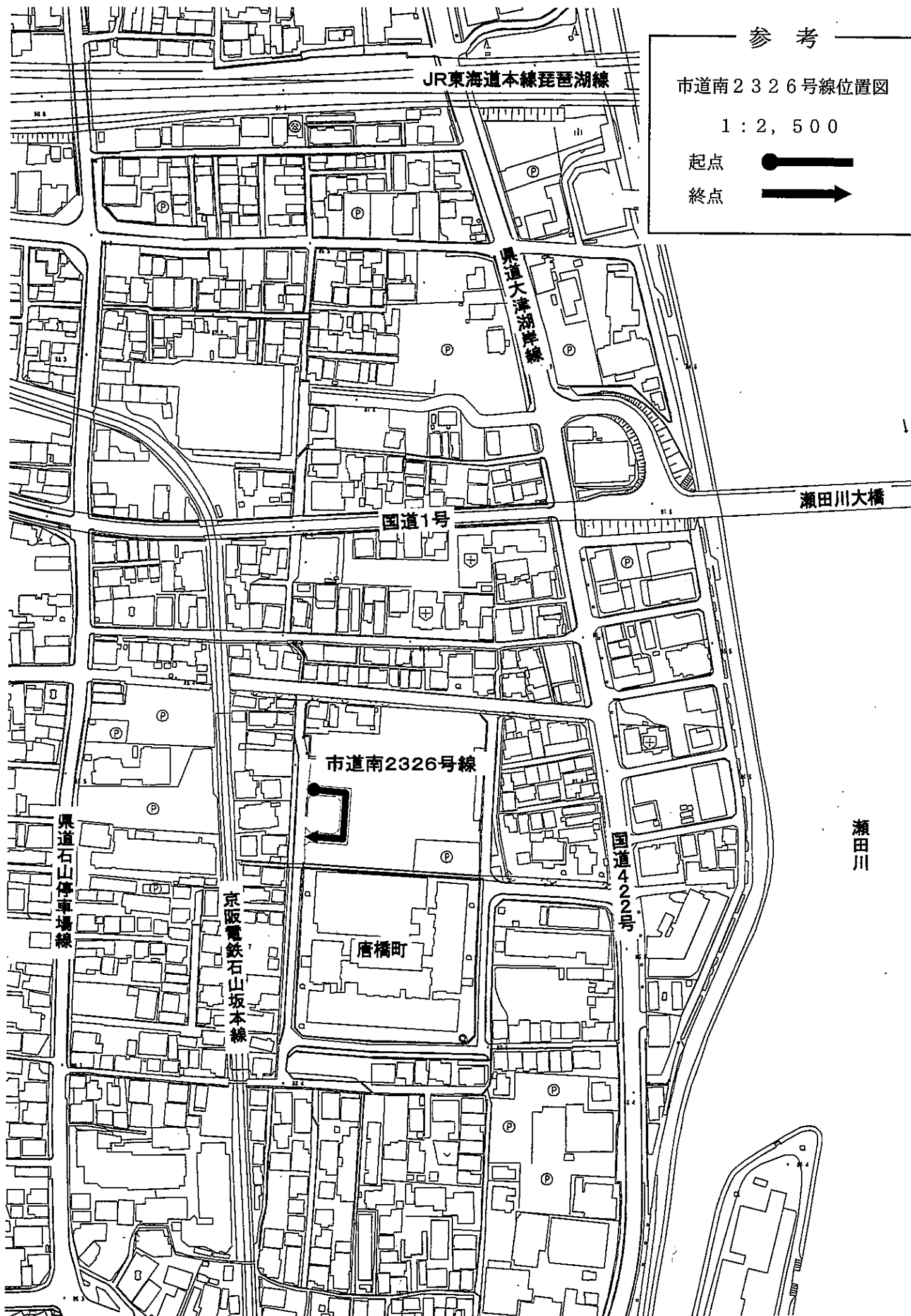
市道北1041号線

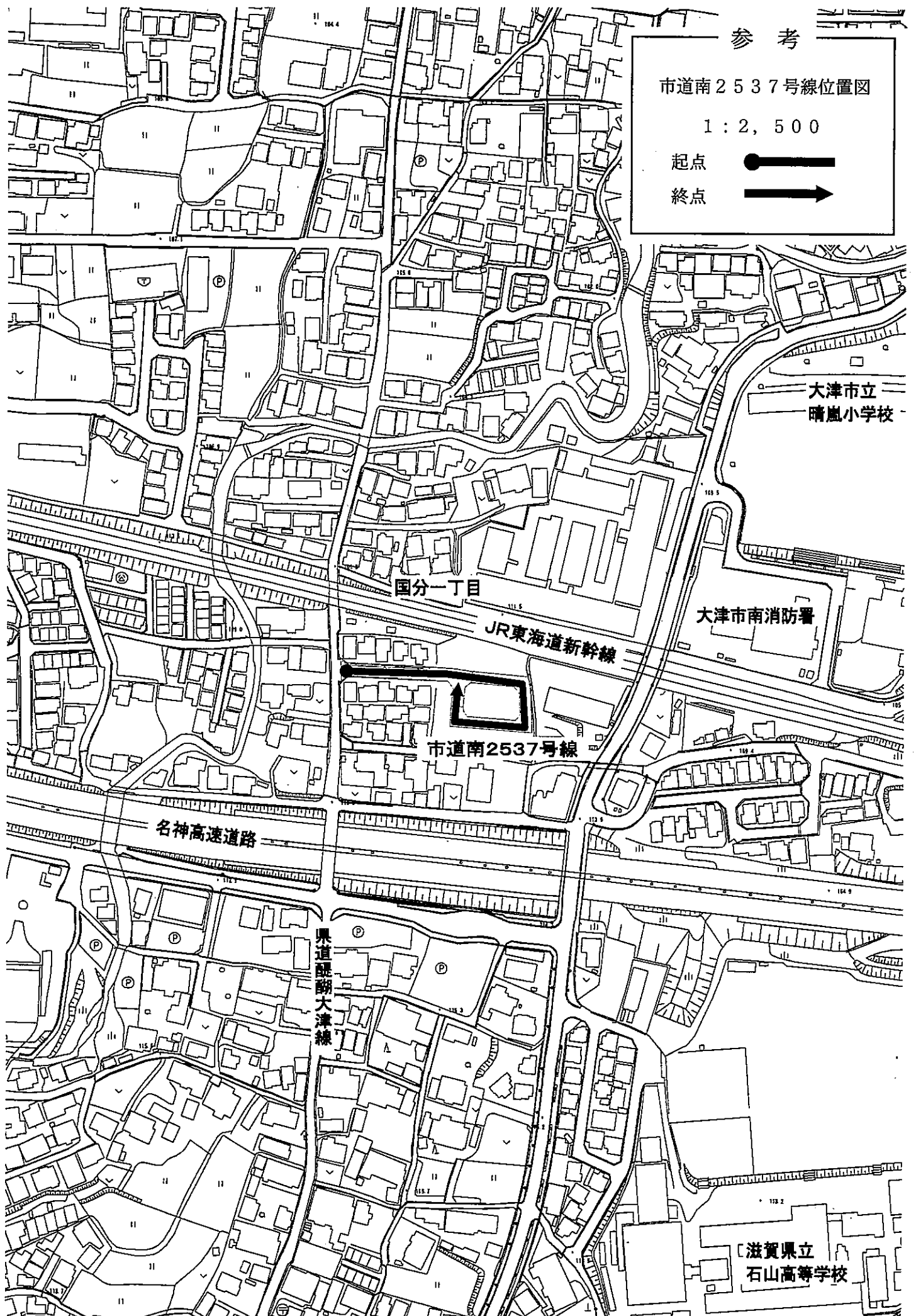
真野川

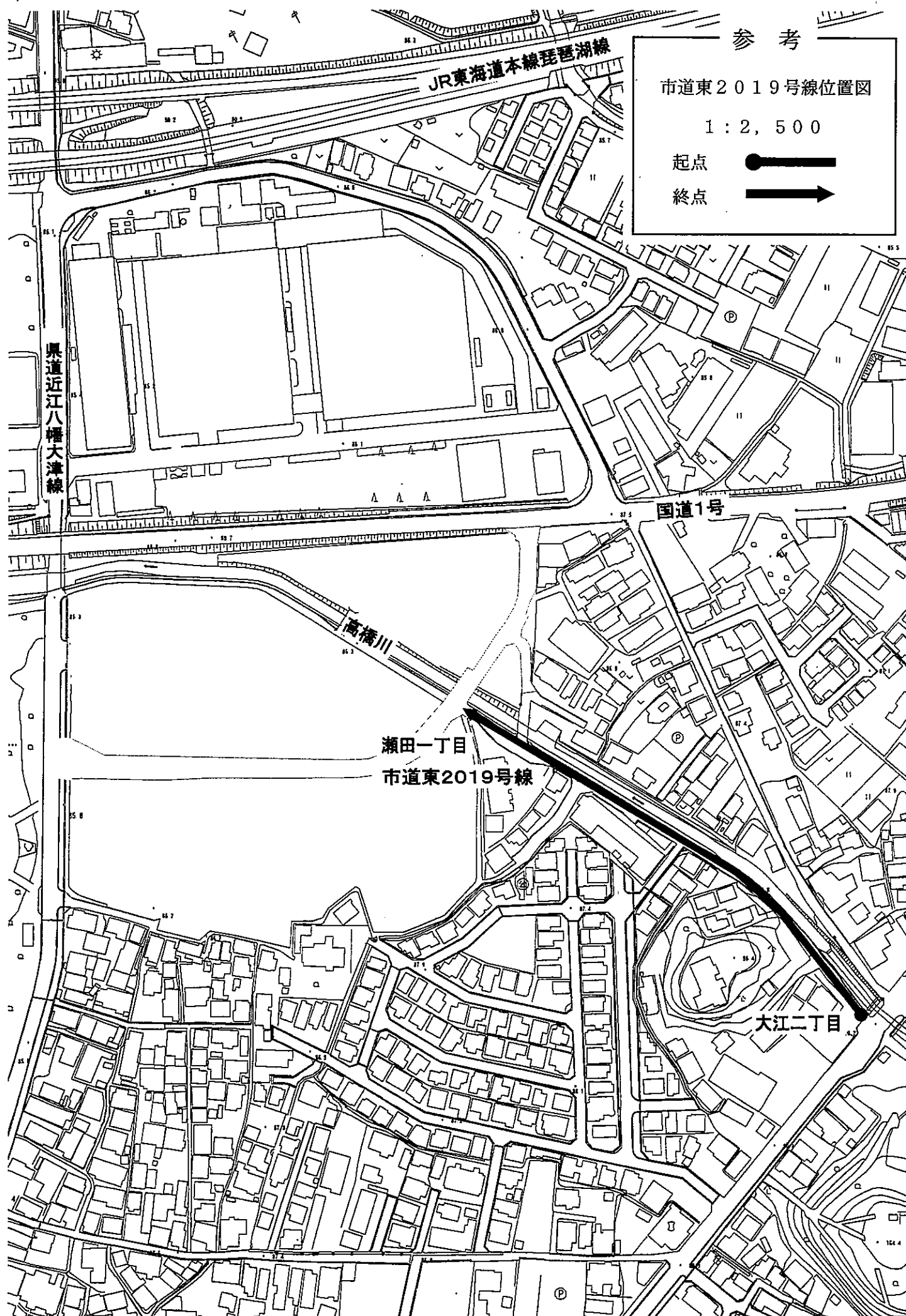


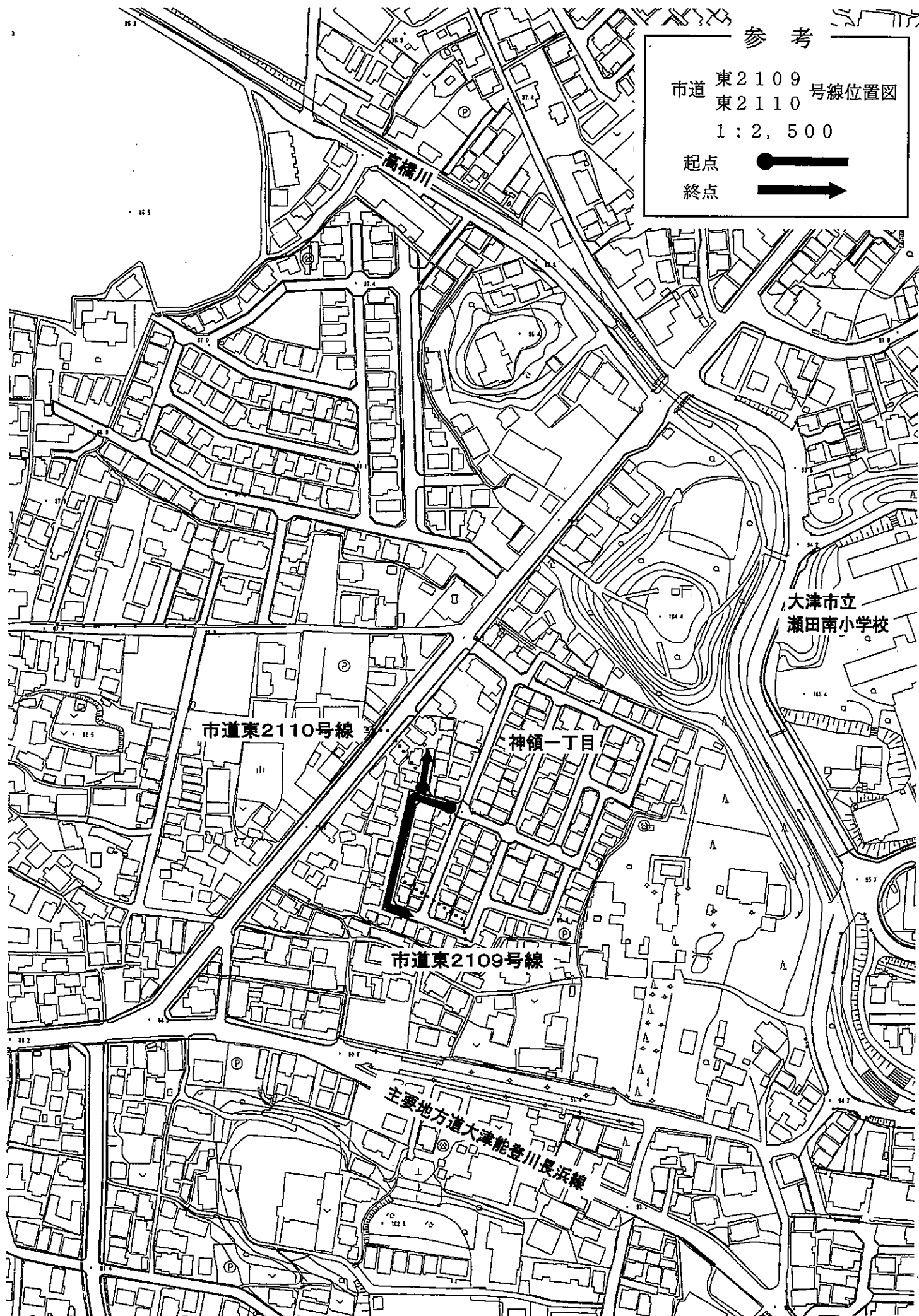


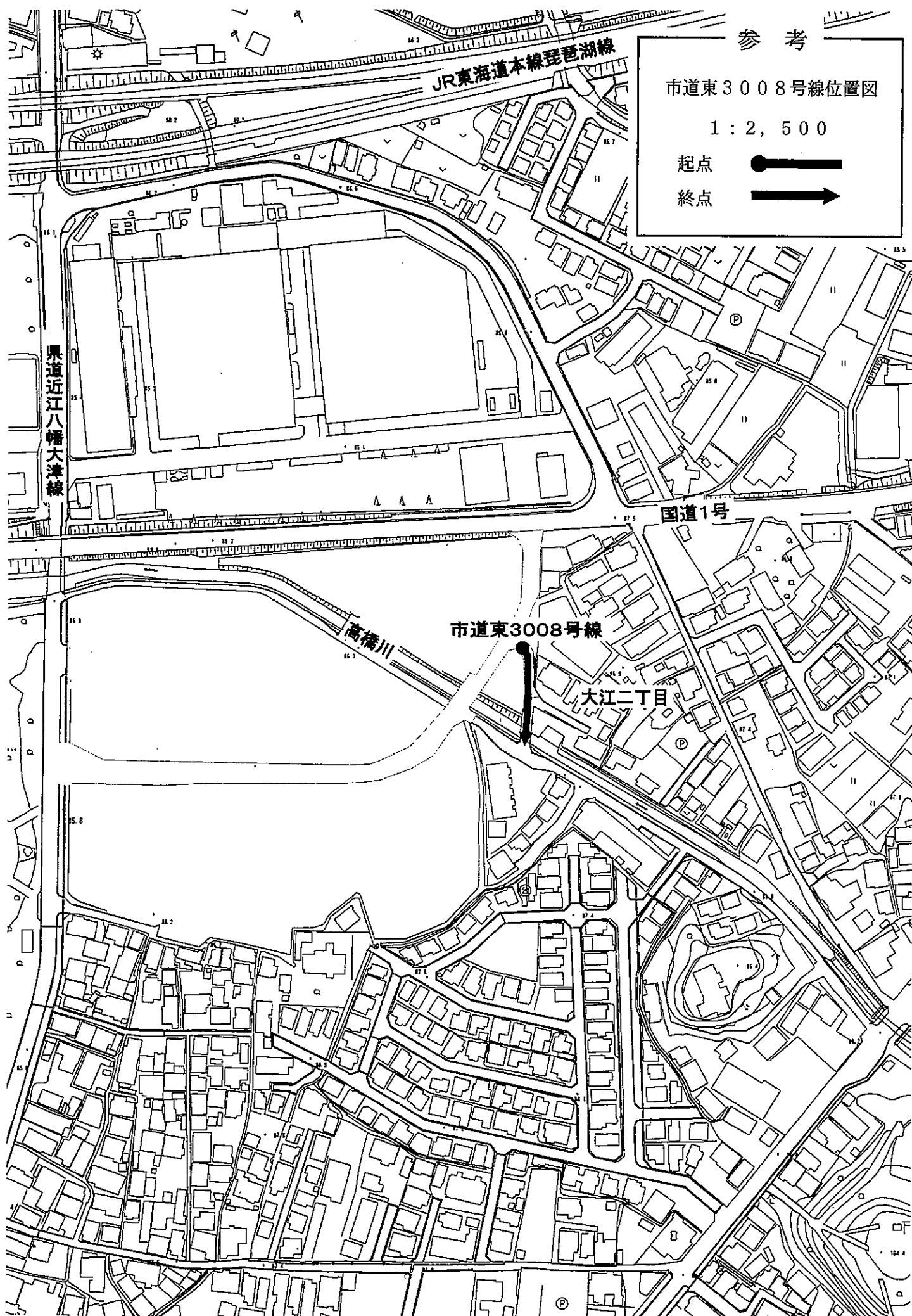


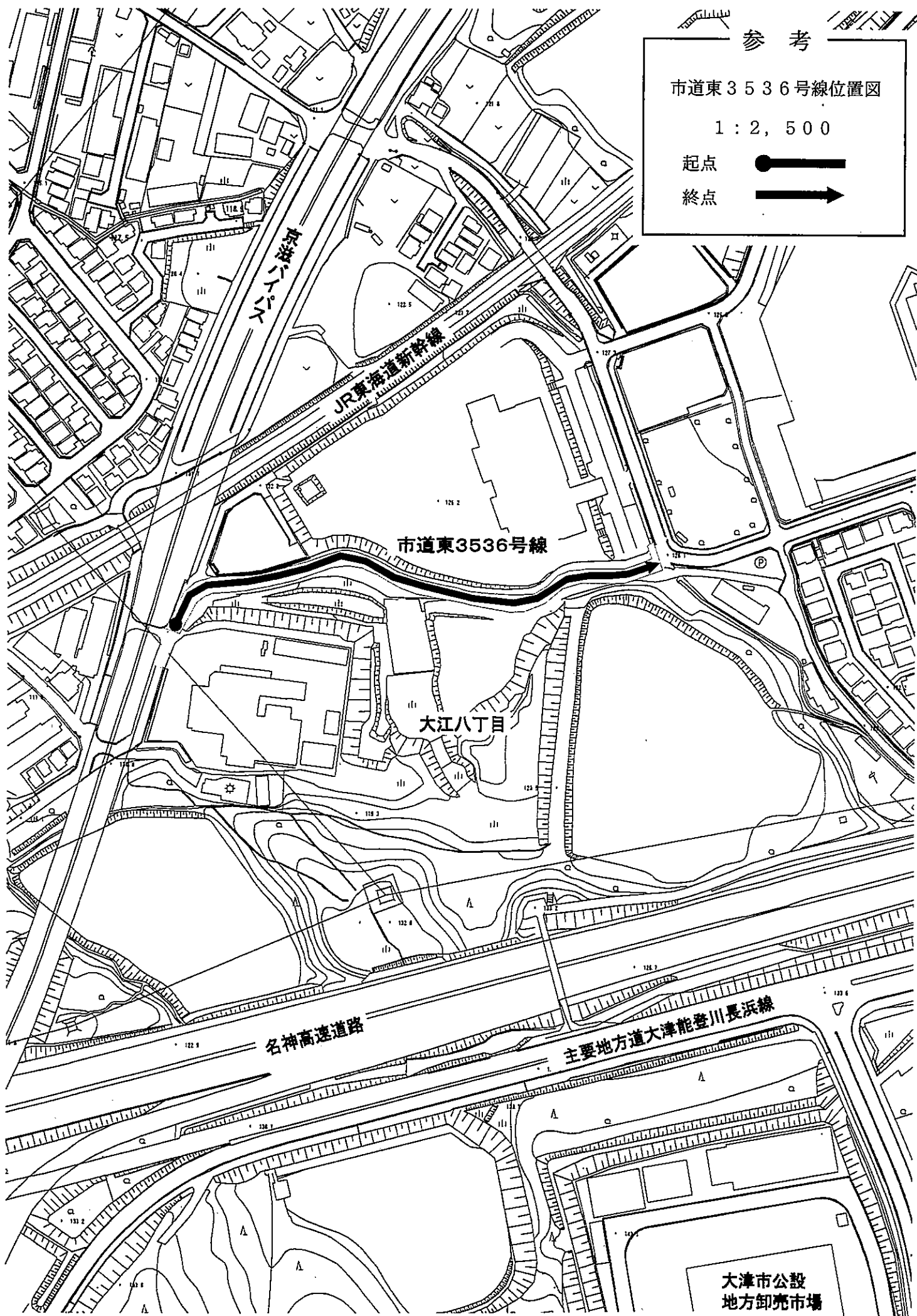


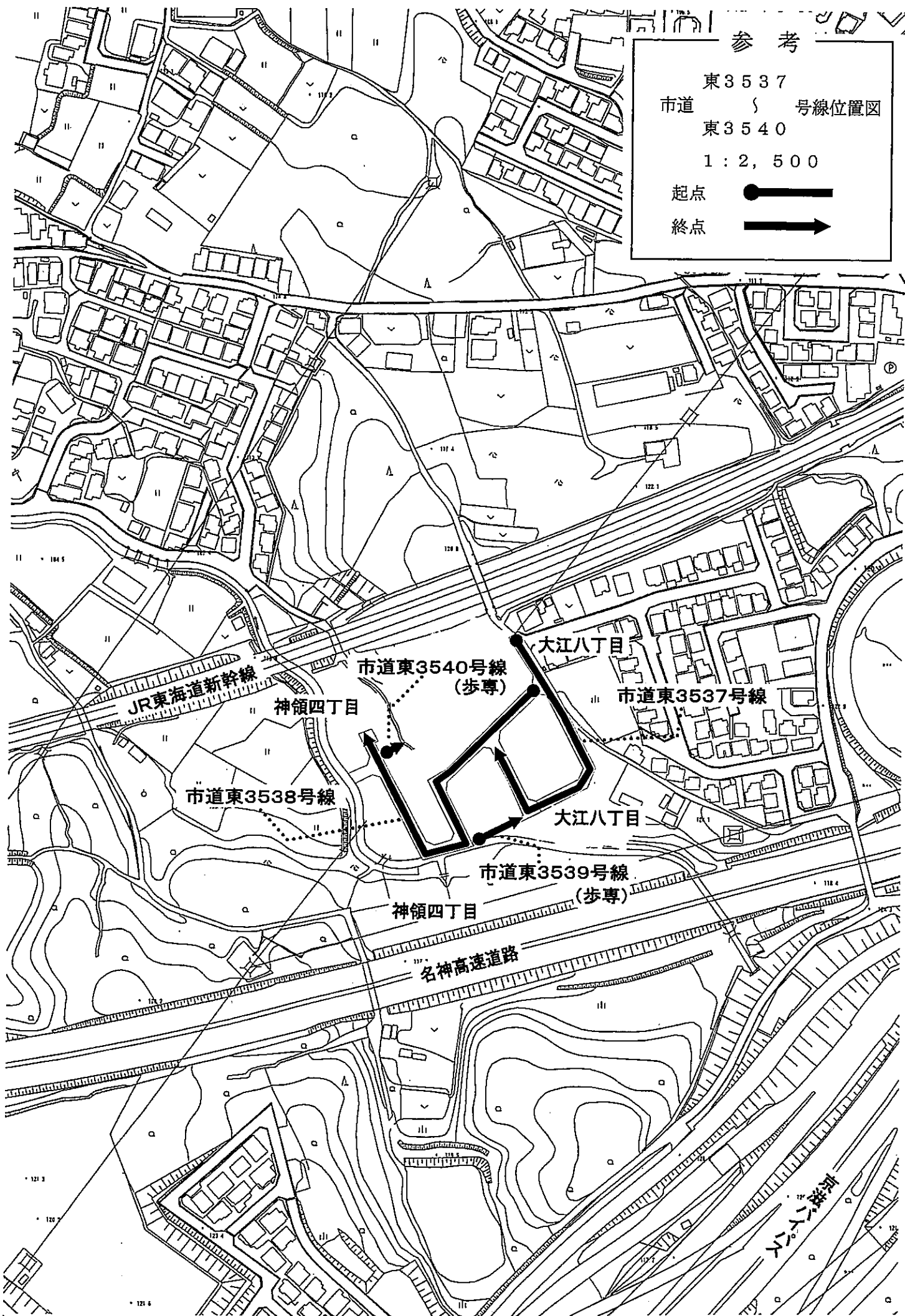


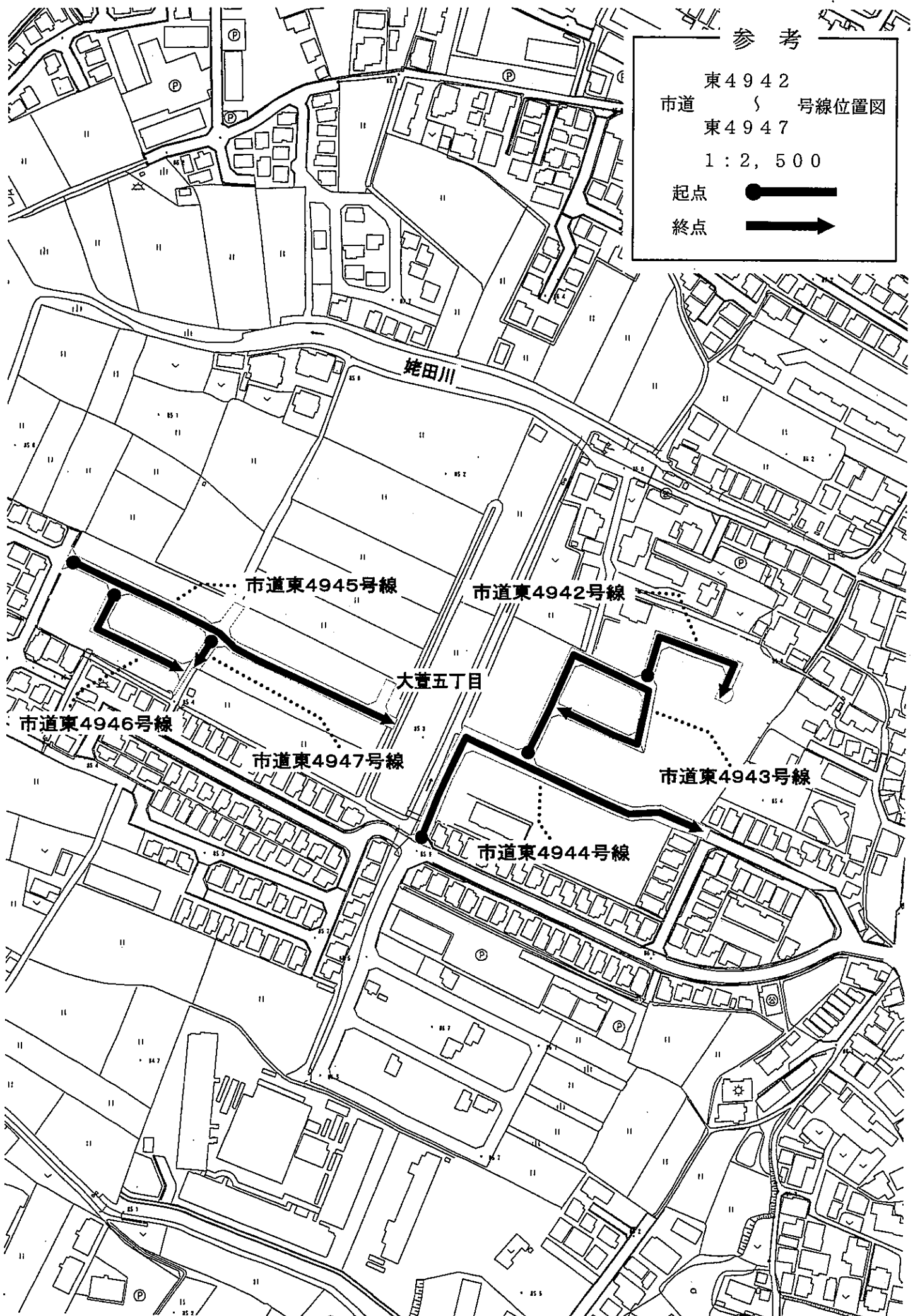


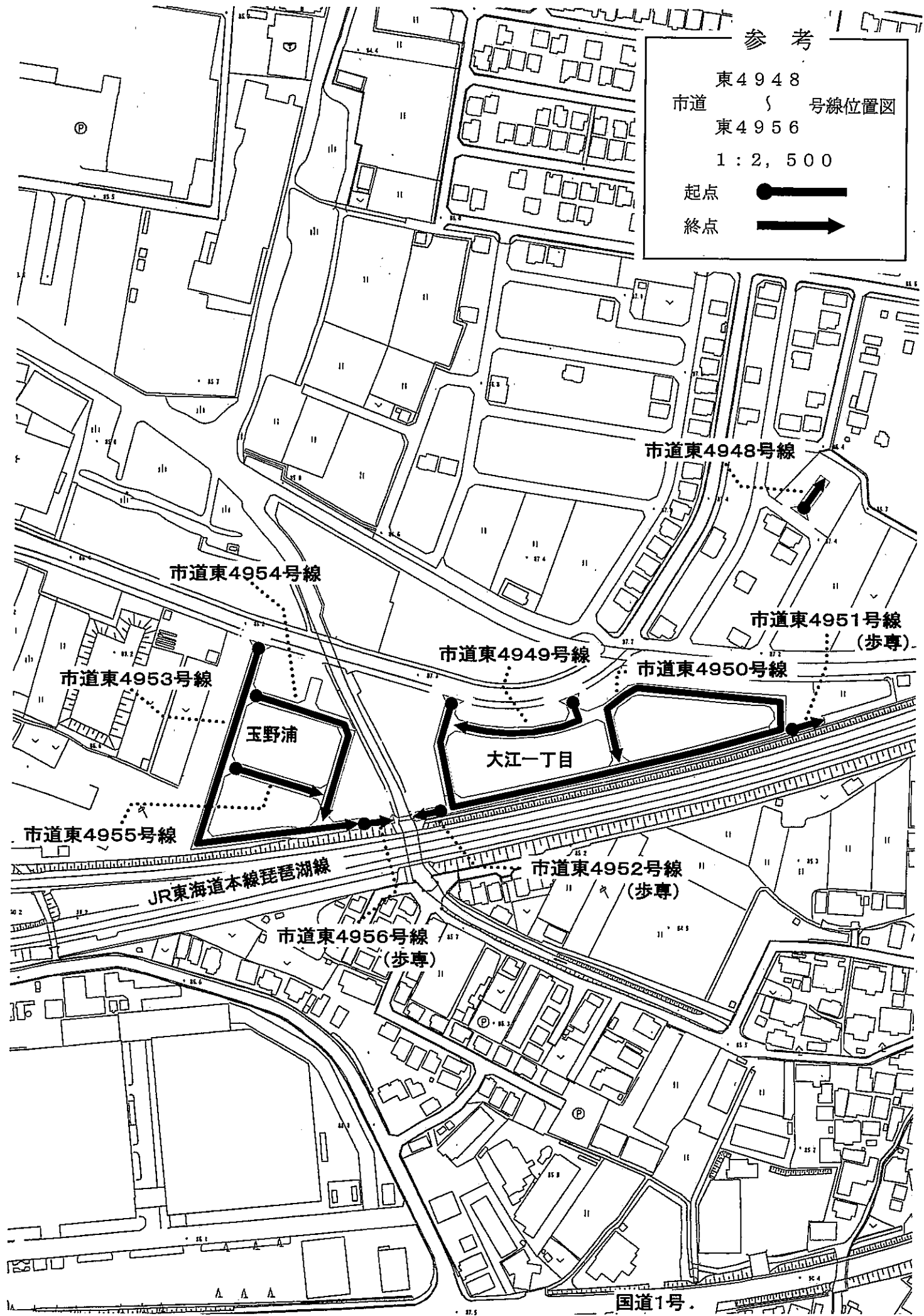












参考

東4948
市道) 号線位置図
東4956
1:2,500

起点 ●
終点 →

市道東4948号線

市道東4954号線

市道東4951号線
(歩専)

市道東4953号線

市道東4949号線

市道東4950号線

玉野浦

大江一丁目

市道東4955号線

JR東海道本線琵琶湖線

市道東4952号線
(歩専)

市道東4956号線
(歩専)

国道1号

議案第183号

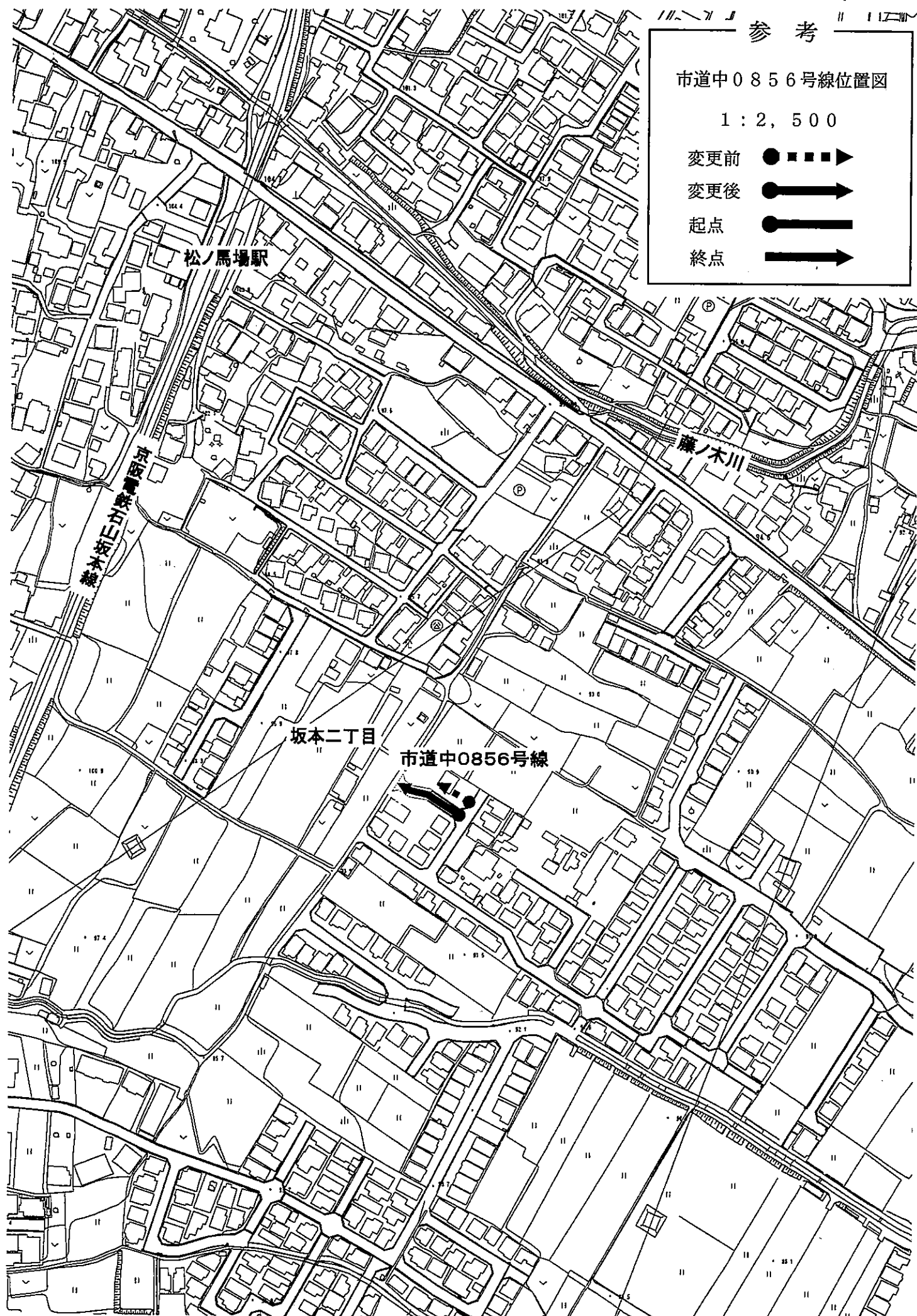
市道の路線の変更について

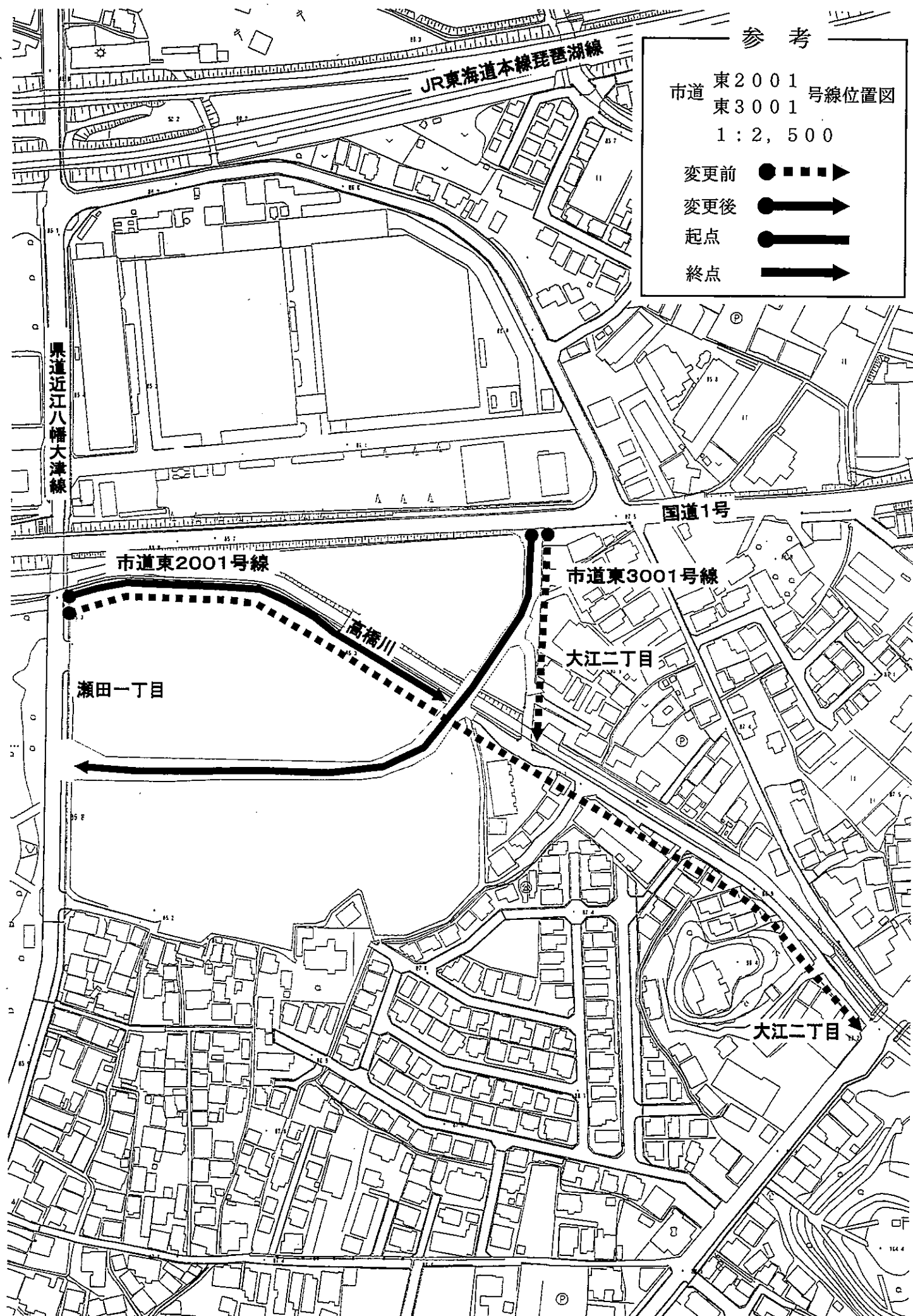
次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
市道中0856号線	旧	起点 大津市坂本二丁目字色子川	
		終点 大津市坂本二丁目字色子川	
	新	起点 大津市坂本二丁目字色子川	
		終点 大津市坂本二丁目字色子川	
市道東2001号線	旧	起点 大津市瀬田一丁目	
		終点 大津市大江二丁目	
	新	起点 大津市瀬田一丁目字宮城	
		終点 大津市瀬田一丁目字宮城	
市道東3001号線	旧	起点 大津市大江二丁目字宮城	
		終点 大津市大江二丁目字宮城	
	新	起点 大津市大江二丁目	
		終点 大津市瀬田一丁目	





議案第184号

滋賀県自治会館管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、滋賀県自治会館管理組合規約（昭和43年制定）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

滋賀県自治会館管理組合規約の一部を改正する規約

滋賀県自治会館管理組合規約（昭和43年制定）の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 組合の解散に伴う事務の承継

（事務承継）

第13条 組合の解散があった場合においては、野洲市がその事務を承継する。

付 則

この規約は、許可の日から施行する。

議案第185号

滋賀県自治会館管理組合を解散することについて

平成25年3月31日限り滋賀県自治会館管理組合を解散することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

議案第186号

滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について

平成25年3月31日限り滋賀県自治会館管理組合を解散することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により次のとおり関係地方公共団体が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

大津市長 越 直 美

1 関係地方公共団体に帰属せしめる財産は、次の各号に掲げる市町の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大津市 8,844,000円
- (2) 彦根市 3,960,000円
- (3) 長浜市 10,098,000円
- (4) 近江八幡市 3,498,000円
- (5) 草津市 2,310,000円
- (6) 守山市 1,980,000円
- (7) 栗東市 1,254,000円
- (8) 甲賀市 5,808,000円
- (9) 野洲市 2,244,000円
- (10) 湖南市 1,848,000円
- (11) 高島市 5,478,000円
- (12) 東近江市 7,656,000円
- (13) 米原市 3,960,000円
- (14) 日野町 1,518,000円

- (15) 竜王町 924,000円
- (16) 愛荘町 1,848,000円
- (17) 豊郷町 858,000円
- (18) 甲良町 924,000円
- (19) 多賀町 990,000円

2 関係地方公共団体以外の団体に帰属せしめる財産は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滋賀県市町村職員退職手当組合に帰属せしめる財産 110,000,000円
- (2) 日本赤十字社、滋賀県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会に帰属せしめる財産

区分	所在	家屋 番号	種類	構造	床面積（平方メートル）	備考
建物	大津市京町四丁目1番地1 鉄筋コンクリート造地下1階付8階建 地下1階2階5階	1番 1の 19	事務所 ・食堂	鉄筋コンクリート造地下1階付8階建	2階 850.77 5階 820.09 地下1階 245.41	
	大津市京町四丁目1番地1	1番 1の 16	階段室 ・廊下・ 機械室 ・化粧室・エレベーター室	鉄筋コンクリート造地下1階付8階建	1階 290.78 2階 247.19 3階 247.68 4階 247.96 5階 277.87 6階 115.81 7階 130.37 8階 130.37 地下1階 588.28	持分10万 分の4万 3911

3 前2項に定めるもののほか、滋賀県自治会館管理組合の事務を承継する野洲市に国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく平成25年度分の国有資産等所在市町村交付金に相当する額及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく平成24年度確定負担金の不足額に相当する額を帰属せしめる。

4 前各項に定めるとおり配分した後において、なお残余が生じた場合は、次の各号に掲げる市町の区分に応じ、当該各号に定める割合により算定した額を、それぞれの市町に帰属せしめる。

- (1) 大津市 13.4パーセント
- (2) 彦根市 6.0パーセント
- (3) 長浜市 15.3パーセント
- (4) 近江八幡市 5.3パーセント

- (5) 草津市 3. 5パーセント
- (6) 守山市 3. 0パーセント
- (7) 栗東市 1. 9パーセント
- (8) 甲賀市 8. 8パーセント
- (9) 野洲市 3. 4パーセント
- (10) 湖南市 2. 8パーセント
- (11) 高島市 8. 3パーセント
- (12) 東近江市 11. 6パーセント
- (13) 米原市 6. 0パーセント
- (14) 日野町 2. 3パーセント
- (15) 竜王町 1. 4パーセント
- (16) 愛荘町 2. 8パーセント
- (17) 豊郷町 1. 3パーセント
- (18) 甲良町 1. 4パーセント
- (19) 多賀町 1. 5パーセント